

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 群馬県 邑楽町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,656	563	245	5,464

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,404	7,004	400	370	134	5,870	基金からの繰入金119百万円
学校給食事業特別会計	243	242	1	0	103	—	
一般会計等	7,544	7,144	400	370	—	5,870	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,847	2,761	86	86	167	—	—	
老人保健特別会計	231	198	33	34	—	—	—	
後期高齢者医療特別会計	184	176	8	8	54	—	—	
介護保険特別会計	1,330	1,312	18	18	211	—	—	
水道事業会計	514	476	38	337	35	1,217	187	法適用企業
下水道事業特別会計	426	397	29	28	163	2,161	2,128	
公営企業会計等 計	—	—	—	511	—	3,378	2,315	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。
 5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金剰余額/不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
館林地区消防組合	2,751	2,611	140	140	—	1,007	190	
邑楽館林医療事務組合(一般会計)	206	184	22	22	—	205	30	
邑楽館林医療事務組合(病院事業)	5,983	6,395	△ 412	2,009	—	3,026	139	法適用企業
太田市外三町広域清掃組合	858	768	90	90	—	1,451	131	
大泉外二町環境衛生施設組合	1,291	1,175	116	116	90	669	229	
館林邑楽農業共済事務組合	397	371	26	1,266	—	—	—	法適用企業
東毛広域市町村圏振興整備組合	178	167	11	11	73	—	—	
群馬県市町村会館管理組合	309	293	16	16	61	—	—	
群馬県市町村総合事務組合	7,825	7,376	449	449	1,100	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,485	1,435	50	50	—	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	157,925	149,203	8,722	8,706	1,801	—	—	
一部事務組合等 計	—	—	—	12,875	—	6,358	719	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
西邑楽土地開発公社	4	153	3	0	12	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計	—	—	3	0	12	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,187	1,321	134
減債基金	440	442	2
その他充当可能基金	2,051	2,040	△ 11
充当可能基金計	3,678	3,803	125

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.99	6.77	△ 1.22	△ 14.72	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	19.33	16.12	△ 3.21	△ 19.72	△ 40.00	下水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	7.1	6.8	△ 0.3	25.0	35.0				
将来負担比率	7.9	7.0	△ 0.9	350.0					
財政力指数	0.84	0.87	0.03						
経常収支比率	94.2	94.6	0.4						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。